

## 令和4年度 第2回広陵町特別職報酬等審議会 議事録要旨

開催日時 令和4年11月1日（火）  
午後3時15分から午後5時まで

場 所 広陵町役場 3階 大会議室

出席者 審議会委員 全5名  
事務局 全4名（企画部長、次長、秘書人事課課長補佐、係長）

### 1 開 会（議事）

下記のとおり議事案に沿って行い、意見を求める事項については今回で意見をまとめ、諮問事項については次回第3回目の審議会での答申の決定まで行う予定である旨説明を行った。

#### ○意見を求める事項

「議会議員及び特別職の期末手当の改定を、特別職の国家公務員の給与改定に準じて行うことについて」

- 1 追加資料の説明（資料1、2）
- 2 審議
- 3 意見のまとめ

#### ○諮問事項

「町長、副町長及び教育長の給料の額について」

- 1 追加資料の説明（資料3～5）
- 2 審議
  - ・他団体との比較と当町の位置づけ
  - ・特別職の報酬等のあり方・考え方
  - ・町長、副町長及び教育長の給料の額の水準

### 2 議 題

意見を求める事項について

#### （1）事務局による資料説明

事務局から、資料等の説明を以下のとおり行った。

#### 【資料1】 第1回広陵町特別職報酬等審議会 審議概要

第1回審議会での委員の皆さんからいただいた質問及びそれに対する回答、意見をまとめている。

#### 【資料2】 給与勧告の手順

令和4年8月に人事院が発出している「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント」という資料から、給与勧告の手順を抜粋したもの。

今回の意見を求める事項である「議会議員及び特別職の期末手当の改定を、特別職の国家公務員の給与改定に準じて行うこと」について、審議していただく参考資

料として用意した。

前回の資料8でお示しした地方公務員の給与改定の手順の中の人事院勧告について、詳しく表したものである。一般職の国家公務員の期末・勤勉手当、いわゆるボーナスについては、資料2の左下の水色で囲われている「民間給与の調査」中で記載されているとおり、「事業所別調査」において、民間の前年8月から当年7月までのボーナスの支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に人事院勧告が行われている。人事院勧告は、こうした調査のもと行われ、この人事院勧告による一般職の国家公務員の改定に準じて、特別職の国家公務員の改定が実施され、本町の議会議員及び特別職の期末手当の改定は、その特別職の国家公務員の改定に準じて行っている。

こういったやり方で改定していることについて、ご意見をいただきたい。

## (2) 審議

### ○質疑・回答

- ・ 資料2は国家公務員の給与改定の手順とのことだが、広陵町の場合の手順を確認したい。

→ 国家公務員の方は人事院勧告を受けて、法律の改正等を行い給与改定を行う。町の方では、国が給与改定を行った情報を得て、慣例として、それに準じるような形で行っている。国に準じた条例案を議会に上程し議論していただいている。

〈補足説明〉

人事院勧告は一般職に対するものであり、人事院勧告の基礎資料になる民間給与実態調査と各都道府県が各都道府県の人事委員会勧告を行うための調査も兼ねたものを合わせて行っている。市町村については、財政的にも負担が大きく、都道府県が行っている調査と重複して行うことになってしまうので、人事院が行う民間給与実態調査及び都道府県が行う調査を参照するような形で行っており、これは統計学的にも問題ないとされている。

資料2は一般職の公務員に対してどう波及するかということになっているが、人事院勧告や各都道府県の人事委員会勧告を参照しつつ、もう一つ重要なコントロールになっているのがラスパイレス指数である。民間給与の調査がベースになり国の給与が決まり、国の給与が決まると、国の職員構成と俸給表を各自自治体にあてはめてラスパイレス指数により各自自治体の給与の統制が図られることになる。特別職については、そのラスパイレス指数に代わるものがなかったり、人事院勧告を直接参照することもできないので、今回ここで議論している次第である。

- ・ 慣例により、国が改定を行うとほぼ自動的に町も国と同じ率で議会を経て条例により改定され、今回のような審議会は挟んでいないのか？

→ これまで審議会場で議論はしていない。

- ・ これまで慣例で行っていたものを、今回審議会に意見を求めたということは、別の方法を求めているということか？

→ 特にそのような意向はない。一つの合理的な方法として考え行ってきたが、慣例のようにもなっているので、改めて審議会という場でフィルターをかけていただこうということで行っている。

- ・ 震災などの影響によりその地域の経済が落ち込み、全国平均とは違うものになっているかもしれない場合、そういうことも全て均したうえで人事院勧告は行われているのか？

- 国についてはそういうことである。
- ・ 第1回資料10において、今回の改定案が掲載されているが、これは国の改定をベースにした案ということか？
- お見込みのとおり
- ・ 人事院勧告では0.1月分の引き上げになっているが、資料10の特別職の率が0.05月分の引き上げとなっているのはなぜか？
- 一般職の国家公務員は0.1月分の引き上げだが、特別職の国家公務員は0.05月分の引き上げになっているので、そちらに合わせている。
- ・ 過去に国に準じて行っていない時はあったのか？
- 事故等があったことから、勧告どおりの引き上げを見送った年があり、現在の率が国とずれている。第1回資料10をご参照いただきたい。

## ○意見

- ・ 特別職の改定については、法制度的に明確な基準・見解がない中、国家公務員の特別職に準じるという方法は一つの合理的な方法ではないか。逆に、これ以外に何をもって判断するのが難しい。
- ・ 類似団体を参照にすることも併せて行ってはどうか。どこの自治体も人事院勧告を参照にするのであれば、結果的に同じかもしれないが。
- ・ 最終的に広陵町独自の事由を反映させて決定するのであれば、基本的には国に準じて行う方法で問題ないとする。
- ・ 今回の改定についても、引き上げを見送るような特段の事由が見受けられないので、国に準じて行うことで問題ないとする。

## 諮問事項について

### (1) 事務局による資料説明

事務局から、資料等の説明を以下のとおり行った。

### 【資料3】主要財政指標から見た特別職の給料月額

主要財政指標から見た特別職の給料月額について掲載している。

主要財政指標である、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、ラスパイレス指数について、広陵町と同程度の数値の団体の三役の給料月額の平均額と、広陵町の順位を掲載しており、同程度の財政規模の団体における平均額の水準と広陵町の位置づけが表されている。こちらは総務省の最新の公表データが令和2年度のものであるため、令和2年度の決算データをもとに作成している。

一番上段にあります財政力指数では、こちらは第1回審議会において会長からもご提示いただいたが、広陵町の令和2年度財政力指数は0.63であり、同程度の団体として、全国の財政力指数が0.6～0.7の団体を抽出すると180団体ある。その180団体の市区町村長の給料の平均額は827,648円となっており、また、広陵町の順位は、180団体中97番目となっている。副市区町村長については、平均額683,074円の98番目、教育長については、614,491円の86番目となっており、その他の指標についても同様に算出している。表の一番右の欄には、各指標の説明を掲載している。

下の表において、上の表と比較していただくために広陵町の特別職の給料額を掲載しているが、上の表の各指標の平均額・順位は、条例上の額ではなく、実支給額、町長であれば814,000円を基に算出している。

#### 【資料4】人口・産業規模から見た町村長等の給料月額

人口・産業規模から見た町村長等の給料月額を掲載している。

1番上の表は、全国の町村を人口段階別に区分し、三役の給料月額の最高額、最低額、平均額を掲載している。

2番目の表は、前回の資料3でもお示ししたが、広陵町が属している全国類似団体V-2、人口20,000人以上、2次・3次の産業構造が80%以上の団体における三役の給料月額の最高額、最低額、平均額を掲載している。

3番目の表は、広陵町の三役の給料月額と、類似団体V-2における広陵町の順位を掲載している。

全国類似団体区分は、全国の市町村を人口規模、産業構造別によって分類しているものなので、2番目・3番目の表では、類似する人口規模・産業構造の団体における広陵町の位置づけが表されている。

#### 【資料5】全国類似団体における町村長等の給料月額（人口順）

前回の資料7「全国類似団体（V-2）における町村長等の給料月額」を人口の多い順に並び替えたもの。

### （2）審議

#### ○質疑・回答

- ・ これらの資料は、実支給額を基に算出しているのか？
  - 資料3は実支給額で、資料4及び5は条例上の額を基に算出している。  
資料3は、令和2年度の総務省公表データにより実支給額で算出しているものであり、資料4及び5は、令和4年4月1日現在の全国町村会の町村長等の給料月額調査により条例上の額で算出している。データの出所が異なるため、資料により算出の基になる額が実支給額と条例上の額で異なっていることを踏まえて、参考にさせていただきたい。
- ・ 「実支給額」「条例上の額」と言っているが、「実支給額」も条例に載っている額では？
  - ここで言う「実支給額」は条例の附則で規定され、「条例上の額」は本則で規定されている。両方とも条例で規定されている額に違いないが、ここでは分かりやすいように「実支給額」「条例上の額」という言い方にしている。
- ・ 「特別職の報酬等」と「町長・副町長・教育長の給料の額」の使い分けは？
  - 厳密に言うと異なるが、ここでは特段区別していただく必要はない。標記が混在しており申し訳ない。
- ・ 「実支給額」はずっと続くのか？
  - 現町長・副町長の任期の間ということになっている。
- ・ 来年度もまた、審議会において給料の額について議論するのか？
  - 恐らく在任期間は、今回いただいた答申を踏まえて決定した額になる。ただ、色々な情勢や特別な事情があった場合に、これまでもあったが、何ヶ月か減額するというようなことはあり得る。

#### ○他団体との比較と当町の位置づけ

- ・ 資料3より、主要財政指標である、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、ラスパイレス指数について、本町と同程度の自治体の町長の給料月額の平均は、およそ77万円台後半から82万円台後半の範囲に落ちている。

この算出の基になる額は、実支給額（本町では814,000円）であるが、このことを加味しても、本町の町長の条例上の額840,000円は、同程度の財政状況である自治体の平均と比較して若干高めに位置していることが分かる。副町長及び教育長についても、町長と同様の結果となっている。

- 資料4より、総務省設定の全国類似団体において、本町が属しているV-2（人口20,000人以上、2次・3次の産業構造が80%以上）98団体の町長の給料月額平均は798,000円である。この算出の基になる額は、条例上の額（本町では840,000円）であり、本町の町長の給料月額は、同程度の人口規模・産業構造の自治体の平均と比較して、高めに位置していることが分かる。副町長及び教育長についても、町長と同様の結果となっている。

### ○特別職の報酬等のあり方・考え方

- 資料3及び資料4による客観的な指標を参照しつつ、その他考慮すべき事項を踏まえた水準としたらよいのではないか。
- 町長の給料を上げる・下げるということは、地域に対するメッセージ性もあると考える。例えば下げるとなると、町の財政状況が悪いであるとか、町政が上手くいっていないとか、マイナスのイメージと捉えられかねないのではないかと危惧する。また、町内企業が従業員の賃金を減額してもよいという動きの一端に繋がるのではないかと危惧する。
- 現在、物価高で、なおかつ政府の方でも所得を増やしていこうという世の中の流れも踏まえる必要があるのではないか。
- 近隣市町村の改定頻度を見ると、頻繁に改定していないようである。
- 広陵町の職員のリーダーとして考えたときに、職員の給料の高い・低いはラスパイレズ指数に表れるが、資料3によりラスパイレズ指数の似通った団体の町長の給料の平均額は786,711円であり、これと比較すると広陵町はやはり少し高くなっている。地域に対しての外部に向けた均衡・メッセージ的要素も重要であるが、内部の職員に向けた均衡としては少し高めに出ているということは考慮に入れるべきだと考える。
- ここで言う「条例上の額840,000円」と「実支給額814,000円」のねじれを多少なりとも解消した方がよいのではないか。
- 客観的な指標による他は、特段財政状況も悪くなく、積極的に下げる要因はないと考える。

### ○町長、副町長及び教育長の給料の額の水準

- 町長の給料月額について、客観的な指標により、条例上の額840,000円は若干高めに位置していることが分かる。実支給額である814,000円は、多くの指標の範囲に収まっており妥当な金額ではないか。
- 様々な指標により広陵町の額は高めに位置していることは分かるが、町の現状においては積極的に下げる要因もなく、社会情勢を勘案すると現状維持が妥当ではないか。

### ○その他

12月6日（火）午後3時30分から第3回特別職報酬等審議会を開催することを決定した。

午後5時 閉会

以上